

令和 7 年

第 4 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 7 年 1 1 月 2 7 日開会

柳泉園組合議会

令和7年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・議案第20号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 8
・議案第21号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 1
・議案第22号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第23号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 2
○閉 会	4 4

令和7年第4回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和7年11月27日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 議案第20号 柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 6. 議案第21号 令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）
 7. 議案第22号 指定管理者の指定について
 8. 議案第23号 令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
-

1 出席議員

1番 当 麻 一 哉	2番 関 根 光 浩
3番 村 山 順次郎	4番 小 林 たつや
5番 保 谷 なおみ	6番 大 林 光 昭
7番 原 かずひろ	8番 斉 藤 まさひろ
9番 松 本 潤	

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	弓 削 丈 士
代表監査委員	安 藤 純 一
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典

東久留米市環境安全部長 関 知 紀

西東京市みどり環境部長 白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

施設管理課長 濱 田 伸 陽

技術課長 横 山 雄 一

資源推進課長 近 藤 修 一

書記 上 里 直 樹

書記 松 本 賢 一

書記 上 嶋 勇 佑

書記 清 水 翼

午前10時00分 開会

○議長（当麻一哉） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（当麻一哉） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月20日に代表者会議が開催されております。

東久留米市の代表委員、村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。去る11月20日、代表者会議が開催され、令和7年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和7年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、11月27日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を上程し、質疑、討論を経て採決い

たします。

次に、「日程第6、議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第7、議案第22号、指定管理者の指定について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

最後に、「日程第8、議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和7年第4回定例会を閉会といたします。

以上が代表者会議での第4回定例会に係る決定事項でございます。

○議長（当麻一哉） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の御報告のとおり、本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（当麻一哉） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、小林たつや議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（当麻一哉）　ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬）　本日、令和7年柳泉園組合議会第4回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

東久留米市におかれましては、第4回定例会の会期中、清瀬市及び西東京市におかれましては、第4回定例会の開催を控えまして、それぞれ大変お忙しい中、議員の皆様方におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中では、令和7年8月から10月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分、補正予算、指定管理者の指定及び令和6年度決算の認定について、4件の議案を御提案させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉）　「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高）　それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和7年8月から10月までの3か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、1ページの総務関係、1、庶務について、（1）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点について御報告いたします。

初めに、8月8日に第3回柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会幹事会、8月14日に第3回柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会を開催し、その中におきまして、柳泉園組合ごみの広域処理に向けた検討準備協議会協議結果報告書を取りまとめさせていただき、8月19日に開催されました第4回管理者会議へ御報告をさせていただきました。

次に、10月2日に第1回柳泉園組合・東村山市加入協議会が開催され、東村山市長から東村山市の燃やせるごみ以外について言及があったことから、柳泉園組合議会への御報告及び周辺自治会への御説明と御了承をいただくことを大前提とし、協議を進めることとなりました。また、必要事項の調査、検討及び連絡調整を行うため、10月23日に第1

回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会、同月31日に第2回柳泉園組合・東村山市加入協議会幹事会を開催してございます。詳細は後ほど担当課長より御報告をさせていただきます。

また、令和8年度から令和12年度までの厚生施設の指定管理者選定の協議をするため、公の施設の指定管理者候補者選定委員会を8月26日、10月2日及び同月24日に開催いたしました。

次に、3ページ、1のごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの搬入量等は、表4-1から8ページの表6までに記載のとおりとなっておりますが、去年同期と比較し、全体的に減少傾向ではございますが、目立った減少ではございませんでした。

なお、3ページ、表4-1及び4ページ、表4-2に記載しております他市の欄につきましては、令和6年1月1日に発生いたしました能登半島地震に伴う石川県輪島市・珠洲市で発生した災害廃棄物として、今期においては4トンの受入れを行っております。なお、令和7年10月3日をもちまして、東京都内全ての清掃工場での受入れにつきましては終了いたしてございます。

少し飛びまして、9ページをお願いいたします。施設の稼働状況についてでございます。

柳泉園クリーンポートについてですが、今期におきましても定期的な測定調査及び定期点検整備補修工事等を実施してございます。

10ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万5,381トンで、去年同期と比較し966トン、5.9%の減少となっております。

表8、ばい煙測定結果から、12ページから13ページの表11、下水道放流水測定結果までの各種測定結果におきましては、測定項目全てにおきまして基準に適合してございます。

続きまして、14ページ、不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。今期におきましても定期的な補修工事等を実施しております。また、新たに10月よりポリプロピレン製衣装ケース売払事業を開始させていただきました。

表12、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,842トンで、去年同期と比較し31トン、1.7%の減少となっております。

リサイクルセンターにつきましても、今期におきまして定期的な補修工事等を実施して

おります。

表13、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,157トンで、昨年同期と比較し44トン、3.7%の減少となっております。

15ページ、最終処分場につきまして、表14を御参照ください。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期におきましては1,688トン、昨年同期と比較し147トン、9.5%の増加となっております。こちらの焼却残渣につきましては、石川県輪島市・珠洲市の広域支援分も含んでございます。

不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガス化熔融により燃料ガスや路盤材として再利用をしております。表15に記載のとおりでございます。

16ページ、し尿処理施設関係でございます。

表16-1から表16-3までを併せて御参照ください。

し尿の搬入状況でございますが、し尿の総搬入量は123キロリットルで、昨年同期と比較し2キロリットル、1.7%の増加となっております。

17ページ、施設の稼働状況についてでございますが、今期におきましても定期的な補修工事等を実施してございます。

表17の下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合してございます。

19ページ、施設管理関係でございます。

厚生施設につきましては、表18-1から20ページの表18-3を併せて御参照ください。

施設の利用状況につきましては、各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、室内プールが4,638人、22.2%の増加でありました。一方、屋外施設であります野球場が45回、13.1%、同じくテニスコートが190回、11.7%、それぞれ減少となっております。他の施設におきましてはほぼ横ばいの状況でございました。

施設の収入状況でございますが、表19に記載のとおりでございます。昨年同期と比較しますと、266万6,880円増額となっております。

最後に、21ページ、施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質

測定結果を表20及び表21に記載してございます。いずれにおきましても水質基準に適合してございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○技術課長（横山雄一） それでは、続きまして、行政報告資料の5ページを御覧ください。第1回柳泉園組合・東村山市加入協議会を開催いたしましたので、その内容につきまして御報告させていただきます。

まず、開催日時につきましては令和7年10月2日（木曜日）でございます。

開催場所は当組合見学者説明室でございます。

次に、3の会議次第は、まず、（1）柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱について、ア、イ、ウ、エの4点、（2）柳泉園組合・東村山市加入協議会における協議項目について、（3）加入協議に係る費用負担について及び（4）その他でございます。

4の出席者につきましては、記載のとおり、4市の市長でございます。

次に、5、会議内容でございます。会議の次第ごとに簡潔に内容を記載いたしました。

まず、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第5条の規定により、会長である富田管理者に事故があるときは、西東京市長である池澤委員を職務代理として指名いたしました。

次に、本協議会は、東村山市加入についての具体的な協議となり、協議内容が市民生活に直結する重要な場となり、傍聴を認めることで各市の立場から率直な意見交換等に支障を来すおそれがあるため、会議の傍聴は認めないことといたしました。なお、要点筆記での会議録及び会議資料は柳泉園組合のホームページで公表いたします。

次に、本協議会は、柳泉園組合・東村山市加入協議会設置要綱第2条に規定した協議項目の検討及び協議を行います。

この協議項目につきましては、加入協議会資料より説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料の14ページを御覧ください。柳泉園組合既存施設に関する事項について、（1）周辺環境への影響では、加入協議期間中に1週間程度、東村山市の燃やせるごみを当組合に搬入し処理を行い、ごみ処理に伴う排ガス分析結果に特段の影響がないことを確認いたします。あわせて、新所沢街道及び当組合搬入口付近における交通調査を実施いたします。

（2）柳泉園クリーンポートへの影響では、東村山市の燃やせるごみを受け入れるにあたり、推計焼却処理量、運転計画や稼動日数への影響、施設の実務運営に係る影響及び搬

入可能時期について確認をいたします。

15ページを御覧ください。柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項について、
(1) 新施設整備事業との調整では、東村山市加入に伴う当組合の施設整備事業に与える影響を確認し、柳泉園組合基本構想における施設規模や事業費、事業スケジュールの協議・検討を行います。

(2) 国や東京都の方針との整合では、国や東京都の方針と整合性を図りつつ、広域化・集約化の検討を行います。

続きまして、16ページを御覧ください。東村山市加入に伴う諸課題について、(1) 加入時負担金と単年度負担金では、柳泉園組合への加入時負担金について、金額を算出し、支払い期間等の負担方法の協議・検討を行います。また、単年度負担金についても、金額を算出し、協議・検討を行います。

(2) 補助金活用と財政計画では、加入協議における国や東京都の補助金の活用可能性、補助対象外となる経費の負担及び財政計画について協議・検討を行います。

(3) 規約変更については、柳泉園組合への加入時に必要な手続事項を確認し、附帯事項等が発生した場合の約定方法について協議・検討を行います。

次に、17ページを御覧ください。加入協議に係る費用負担についてです。加入協議により生じることが見込まれる費用は、東村山市に負担を求める方針であり、その理由は、東村山市からの申入れにより発生する費用であり、組合運営上、想定していない費用であるためでございます。費用負担は令和8年度の実施を予定し、覚書等を交わしながら進めてまいります。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。中段部分になります。東村山市長より、令和9年度から想定されている施設整備の基本計画の検討へ東村山市も参加していきたいとの意向を受け、東村山市の燃やせるごみ以外については、柳泉園組合議会への報告及び周辺自治会への説明、了承をいただいた上で協議を進めていくこととなりました。なお、周辺自治会の皆様には、11月4日開催の柳泉園組合周辺自治会協議会令和7年度第2回定期協議会において、燃やせるごみ以外について加入協議会で協議することを全自治会の方から御了承いただいております。

次に、本協議会は幹事会を設置し、幹事会の座長には当組合助役が指名されました。

最後に、6、今後のスケジュールでございます。今後の協議につきましては、協議会を全5回程度、幹事会を全7回程度予定し、協議を進めてまいります。

第1回柳泉園組合・東村山市加入協議会につきましては以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） それでは、幾つかお聞きしたいと思います。

11月4日に行政視察に行っていました。今回は、今年度より稼働しておりますさいたま市見沼環境センターの新施設を視察してまいりました。この場を借りて、視察を受け入れていただきましたさいたま市の皆様と、同センターの事業者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。また、行政視察を企画・御準備いただきました事務局の皆様にもお礼を申し上げたいと思います。同センターは、ストーカ方式の焼却炉とともに、燃やせないごみ、粗大ごみ、鉄、非鉄、びん、缶などの選別リサイクルを行う施設となっております。見学を受け入れる環境啓発棟も備えておりました。見学はいたしませんでしたが、隣接地には旧工場もございました。また、災害時に備えて自家発電施設も備えられているとの御説明もございまして、質問をいたしましたところ、総事業費については、当初の積算では401億円余りであったものが、最終的には422億円余りということの御説明もいただいたところであります。さいたま市における一般廃棄物処理の4ブロック4施設体制の一角を担う施設となっていて、将来的には3施設ということになるそうですけれども、計画時点よりも人口増があり、他の既存施設の稼働を延長しているという御説明もございました。基本的な施設については柳泉園組合、柳泉園クリーンポートと共通している部分が多くある印象でございました。将来の施設更新のイメージを持つことができる意義のある視察だったと感じております。毎回恒例となっていて大変恐縮なのですが、御多用のところ、管理者にも行政視察に御参加いただいております。管理者から一言、行政視察についての御感想をいただければと思います。1点目です。

柳泉園組合・東村山市加入協議会について1点だけ伺いたいと思います。御報告をいただきまして、10月2日にお聞きしまして、東村山市との広域化協議が始まったとのことであり、協議については基本的には傍聴もできないということでもありますので、一般質問でもお願いをしたところでありますが、事前、事後の柳泉園組合議会に対する情報提供については十分御留意をいただきたいということはここでも改めてお願いしておきたいと思います。1点だけお聞きしたいことは、協議の場で正式に東村山市より、燃やせるごみ以外についても、おおむね12年後を目途に建設予定の柳泉園組合の新清掃施設におい

て受け入れていただきたいと。そのための協議にも参加したいという、私の受け止めの言葉ですから正確ではないかもしれませんが、そういう申入れ表明があったということだと思えます。東村山市より、燃やせるごみについては柳泉園組合の柳泉園クリーンポートに搬入したいという申入れがあって、可能性検討を経て、今後協議をされていくと。ここの要請の背景には、東村山市の焼却施設が老朽化していて、建て替えにも多大なコストがかかるという理由があるということは承知をしているところなのです。一方で、燃やせるごみ以外について、想像するに、東村山市としてのメリット、デメリット、あるいは、燃やせるごみ以外について、柳泉園組合の新清掃施設に入れる場合と独自に処理する場合のコストの比較などをされて、今回の申入れ表明に至ったのかなという想像をいたします。燃やせるごみ以外についても、新清掃施設においてではありますが、柳泉園組合に搬入処理したいとの考えに至った理由ですとか、東村山市の背景経過など、把握があるのでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。他の質問も用意しておりましたが、今回は広域化についてはこれだけにしまして、再質問もしないつもりであります。よろしくお願いいたします。

3点目になろうかと思えます。清柳園の地下水水質測定について1点伺いたいと思えます。柳泉園組合議会には、9月1日付による、清瀬市にあります清柳園の敷地における地下水水質調査の結果が示されております。これによりますと、ベンゼンが柳瀬川に近いW1ポイントで、T.P. 18.36メートル、T.P.というのは東京ペイルということらしいのですけれども、ここのポイントにおいて環境基準を上回り、JR武蔵野線に近いW2ポイントで、T.P. 18.39メートルにおいて、前回に引き続きダイオキシン類が基準値を超える値で検出されたと。ベンゼンについては、令和3年（2021年）から継続していただいている地下水調査で初めて環境基準を上回ったということでもあります。ベンゼンといいますとガソリンスタンド跡地から検出されるものというイメージを持ちますが、揮発性有機化合物の一種で、肺がん性、発がん性など、健康被害を引き起こす可能性がある物質だと思えます。インターネットで見ますと、ベンゼンは基本的には水には溶けず、水より軽い物質であるとのことでもあります。初めて検出されたとのことですが、どんな原因によって敷地内の地中にベンゼンがあるのか、推測も含めてですけれども、原因について分析や把握があれば伺いたいと思えます。

3点です。

○管理者（富田竜馬） 行政視察の感想ということでございます。今回の視察の目的は、

柳泉園クリーンポートが竣工後24年、不燃・粗大ごみ処理施設は50年、リサイクルセンターは31年を経過していることから、今後の施設運営の在り方等について参考とするため実施したものでございます。柳泉園クリーンポートは水平式のストーカ方式の燃焼方法となりますが、見沼環境センターは傾斜のあるストーカ方式の燃焼方式となっております。また、減温塔が設置されておらず、その部分についても熱回収部分として利用し発電効率を高めていることや、遠隔監視を用いた少人数での維持管理、さらに、ごみピットが2槽に区切られている点や、見学ルートがワンフロアとなっている点、可燃ごみ処理施設とマテリアルリサイクル推進施設が一体型の施設となり、コンベヤでつながっている点など、大変参考になりました。今後の当組合の施設運営の参考として大変有意義な視察であったと思っております。

○技術課長（横山雄一） それでは、広域化の協議についての御質問にお答えいたします。東村山市が燃やせるごみ以外のごみについても当組合に依頼する理由はというお尋ねでございました。こちらの理由につきましては当組合としては認識しておりません。

○施設管理課長（濱田伸陽） 清柳園の解体工事現場において地下水の調査を行っているのですが、今回、ベンゼンが初めて出まして、その原因特定についてできないかという御質問だったかと思えます。そちらについて答弁させていただきます。今回の地下水調査において、御指摘のとおり、最下流のW1地点からベンゼンが初めて環境基準を超過して検出されました。現在、ホームページにおいても記載しているとおり、重機などの燃料の微量漏えいなど、様々な要因が考えられるのですけれども、現時点では原因は特定できておりません。11月上旬にまた地下水の採水をしておりますので、最新の地下水サンプルを現在、分析中でございます。分析中でございますので、ベンゼンによる地下水の影響が継続しているのか否か、その辺も確認してまいります。地下水調査自体についても今後引き続き実施していくことを申し上げ、地域住民の皆様の安全確保に努めてまいります。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

管理者から感想をいただきました。視察された内容についても詳しく述べていただきましてありがとうございます。私は災害発生時の対応というところに興味を持って、視察に参加をさせていただきました。柳泉園組合の施設には自家発電施設等はないという認識を持っているのですけれども、新施設においてはこういうものも必要になってくるのかなという受け止めをしているところであります。この質問はこれで以上でございます。ありがとうございます。

2点目の、東村山市の燃やせるごみ以外の新清掃施設における受入れの件で、柳泉園組合として、そのように表明された理由のところは把握をされていないということでございました。要望として言うとする、やはり、今後の協議の中で、どういう意図に基づいて、どういう経過でそのようにお考えなのかというところは、聞ける機会があるようでしたら聞いていただきたいということになるかと思しますので、この点はお願いということにさせていただきます。

清柳園のベンゼンの件も、再質問はしないのですが、心配は心配なのです。今後の清柳園で行う工事等で解決していけば、それはそれで解決なのだと思うのですがけれども、どこから来て、どこに行くのかが分からないと言えれば分からないということでもあるので、今後の測定結果を注視していくと。今回の測定結果は単発で、今後は出てこないということもあり得ますし、継続してずっと出てくるということも可能性の問題としてはあると思いますし、いずれにせよ、何らかの手だてを取って、今後行われる工事で解決するのか、あるいは、別途何らかの対策が必要なのかなどを御検討いただいて、分かるところがあれば議会にも教えていただければなど、この点も要望で終わりたいと思います。

○6番（大林光昭） それでは、私からも、行政報告をいただきましたので、何点かお伺いをしたいと思います。

まず、厚生施設の利用状況についてなのですが、これはこの間、柳泉園組合議会の中でも何度も指摘があって、取組もされていると承知をしておりますが、施設の利用状況が昨年度と比較をすると減少傾向になっているというところの要因をどのように分析されているのか。それから、多目的室と和室ですよね。利用率が非常に低い状況が続いておりますけれども、この課題についての対策、あるいは、施設の在り方についてお考えになっているところがあればお示しいただきたいと思います。

それから、工事請負契約についてでありますけれども、やはり辞退が非常に多いという状況、これは全国的な話であろうかと思いますが、今後の契約の在り方について何かお考えになっているところがあれば、これもお示しいただきたい。対策ということでお示しをいただければと思います。

それから、3点目でありますけれども、柳泉園組合・東村山市加入協議会についてであります。確認をさせていただきたいのは、この加入協議会というのは、東村山市の加入を前提に、加入をするということでの協議が進むということでのいいのかどうか、これを改めて確認させていただきたいのと、そうすると、燃やせるごみ以外のごみの受入れというこ

とも、これを前提にどのようにしていくのかという協議を進めていくと、こういう理解でよいのかどうか、この点をまず確認させていただきたいと思います。それから、先ほどの御説明だと、柳泉園組合議会への報告を大前提としていると。柳泉園組合議会の了承があって協議に入っていくのだと、こういう御説明であったかと思います。そうであれば、柳泉園組合議会への報告はいつ頃、どのような形でなされることになるのか。これが終わって議会の了承を得ないと協議に入れないということなのだろうと思いますので、その点についてお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、厚生施設の利用状況の減についての理由を答弁させていただきます。厚生施設におきましては、主に屋外施設の利用状況が減になっているのですが、主な要因としては、夏季における熱中症特別警戒アラートの発令が利用のキャンセルの影響を及ぼしている状況でございます。具体的には、8月から9月にかけてのキャンセル件数については、野球場が10件、テニスコートが97件となっております。また、テニスコートの利用状況については、近年では、次の利用予定がない空いている時間帯には利用時間の延長をされる利用者が散見されていたのです。ただし、昨今の猛暑が延長利用の減少に影響しており、このような状況の中でも利用状況が減となっております。次に、多目的室、特に和室の利用率が現状、低いということでございます。利用状況等の今後の改善についての質問だったかと思います。以前はカラオケサークルや茶話会などで和室の利用もあったのです。でも、現在ではこのような用途で利用される団体がなくなっているのです。そこで利用率が減少しております。現在の和室の利用者は、お風呂上がりに個人が利用している状況が見られますけれども、それ以外の和室の利用はほとんどない状況でございます。今後、和室の利用促進については、次期指定管理期間の指定管理者の指定における事業者提案事項にもなっておりますので、その事業展開を注視していきたいと考えております。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず、1点目の工事請負契約についての質問にお答えいたします。今後の契約の在り方についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、確かに入札不調がここ何回か起こっている状況でございます。当組合といたしましては廃棄物処理施設という特殊性もある中で、対応可能な登録業者数も少ない状況でございます。今後につきましても、登録業者の開拓及び他の一部事務組合の状況等の調査を行いながら、引き続き調査研究をしていきたいと考えております。

次に、柳泉園組合・東村山市加入協議会についての御質問にお答えいたします。まず、

1点目の、この協議会については東村山市が加入するという協議かというお尋ねでございました。こちらにつきましては東村山市の加入に向けた協議となっております。次に、燃やせるごみ以外のごみについてでございますが、今回、東村山市長から言及があったことから、それにつきまして周辺自治会及び今回の議会で報告をさせていただいております。あくまでもテーブルに載った段階ですので、これから協議をしていくことになると考えております。最後に、議会への報告はいつどのようにということでございましたが、こちらについては、その都度、協議会で結論が出た際には、議会等には報告をさせていただくことを予定しております。

○6番（大林光昭） 御答弁ありがとうございます。

厚生施設についてでありますけれども、近年は本当はかなり暑いですからね。ということは、やはり暑さ対策ということをしっかりやっていかなければいけないと、こういうことがよく分かりましたので、これについてはまた別の機会に議論をさせていただきたいと思っております。それから、和室については新しい指定管理者からの提案もあるということでありますので、これはまた後ほど議論をさせていただきたいと思っております。

それから、工事請負契約についてであります。今後調査研究をしていくということではありますが、これは、先ほど申し上げたとおり、様々な自治体でも既に起こっている事案であります。これは人手不足であるとか、物価の高騰であるとか、様々なことが影響していると思っておりますけれども、やはり、入札における競争性の担保であるとか、様々なことが影響してくるわけでありますので、これについてはぜひ、調査研究というよりも、様々な手法について、しっかりほかの自治体の動向も見ながら検討をしていただきたいと思います。場合によっては、入札の在り方について少し検討してもいい部分があるのかなとも思いますので、これについてもまた別の機会に議論をさせていただきたいと思っております。

それから、東村山市の加入についてでありますけれども、燃やせるごみ以外については、これは、まずテーブルに載った段階であって、受入れをするとか、しないとかということはまだ決まっていないと、こういうことは確認をさせていただきました。あくまでも東村山市から申入れがあったと、こういう段階なのだと理解をしておきます。その上で、報告については適宜適切にということではありますが、我々が報告を受けて了承をしたということにならないと、その議論、協議には入れないという御説明であったと思っておりますので、我々が了承したという形を取った上で協議に入っていただくと、私としては今、御説明の限りでは認識をしておきたいと思っておりますので、今後引き続ききちんと報告をしていただき

たいということを申し上げて、私の質問は終わります。

○技術課長（横山雄一） 最後の1点、議会への報告についてでございますが、こちらはあくまでも了承ではなくて、報告をさせていただいた上で、それについては協議・検討をしていくことになるということでございます。

○2番（関根光浩） それでは、行政報告をいただきまして、何点か質問をさせていただきます。

まず、最終処分場について、東京たま広域資源循環組合の最終処分場内のエコセメント化施設へ順調に運搬作業を行ったということで理解しておりますけれども、エコセメント化施設については改修が予定されていると認識しております。把握されていればなのですが、改修のスケジュール、また、焼却残渣搬出に対する影響があるのかどうかをお伺いしたいのが1点です。

続きまして、厚生施設につきまして、この期については、10月7日から23日まで、柳泉園クリーンポートからの蒸気供給停止及び設備点検により、浴場施設と室内プール及び和室を臨時休業としたとなっております。こちらについては、臨時休業ということは予期せぬ状況だったのか、または定期点検等、あらかじめ想定内のことだったのかということをお伺いしたいと思います。

3点目は柳泉園組合・東村山市加入協議会についてですけれども、10月2日の開催といったところで、会議内容の中で、この協議会について、会議の傍聴は認めないこととしたと。理由については支障を来すおそれがあるといったことも理解したところなのですが、副市長、また、担当部長等による幹事会についても傍聴は認めない方向なのかどうか、確認したいと思います。

以上、お願いします。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず1点目の、最終処分場についての御質問にお答えいたします。改修予定が実際でございますが、その際の受入れの影響についてはというお尋ねでございました。こちらについて、受入れに関しては特に影響なく搬出できる予定となっております。もともとある埋立処分場に仮にそこに置いた上で対応するということは確認しております。

続きまして、飛びますが、3点目の柳泉園組合・東村山市加入協議会についての御質問にお答えいたします。幹事会の傍聴についてのお尋ねでございました。こちらにつきましても、協議会と同様に、傍聴は認めていないということでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの厚生施設の臨時休業について答弁させていただきます。10月7日から10月23日におきましては、我々の室内プールと浴場施設におきましては柳泉園クリーンポートの余熱を利用しては、蒸気の供給が10月7日から23日の期間は全炉停止になっては、そこで蒸気の供給ができません。そうすることによって、余熱の利用ができなくなる室内プールと浴場施設につきましては臨時休業とさせていただきます。状況でございます。

○2番（関根光浩） それぞれ御答弁ありがとうございます。

エコセメント化施設につきましては、焼却残渣の搬出への影響は特にならぬといたるところで理解しました。改修によって負担金の増加等も見込まれるのかなと思いますけれども、その辺の状況もし把握しては、お伺いしたいのと、こちらのエコセメント化施設の改修については国や都の補助金等も利用されるのかどうかをお伺いしたいと思います。

あと、厚生施設の臨時休業の件ですけれども、炉が全面的に停止となるということ、分かりました。こちらについては定期的なものなのか、それとも臨時かということで、その辺がどうなのかということをお伺いしたいと思います。

最後に、柳泉園組合・東村山市加入協議会について、幹事会についても傍聴は認めないこととするということでありまして、こちらにも記載があるとおあり、ホームページにて要点筆記については公表するということですので、その辺につきましては理解をいたします。ただ、市民等からの御意見等の聴取ということは受け付けるというか、あった場合にはそういうものは受け付けていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず1点目、最終処分場についての御質問にお答えいたします。負担金の状況はというお尋ねでございましたが、負担金に関しましては当組合では把握しておりません。こちらについては関係市が把握しているものと認識しております。

次に、柳泉園組合・東村山市加入協議会における市民からの意見ということですが、仮にあった場合には協議会等で協議することになるかと考えております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの臨時休業につきましては、毎年、1年に1回、10月の時期に柳泉園クリーンポートが全炉停止になるものですから、その時期に必ず行われるということになりますので、1年に1回、臨時休業については10月の期間の中で毎年行われることとなります。

○2番（関根光浩） それぞれ分かりました。確認をさせていただきましたので、また今

後とも、疑問点等がありましたら質疑をさせていただきたいと思います。

○5番（保谷なおみ） それでは、1点だけ、皆さんが質問していらっしゃいます柳泉園組合・東村山市加入協議会について、私の受け止めが曖昧なので、その確認をさせていただきたいと思います。

先ほどから燃やせるごみ以外云々の話があるのですけれども、その協議が始まるのは令和9年度と数字としては出ているのですが、そういたしますと、東村山市がこの柳泉園組合に加入する想定は令和9年度よりも後だということなのではないでしょうか。それがよく分からないので、まだ決まっていないのか、全く決まっていないのか、それとも、想定としてもそれより後になっているのか、その辺を教えてください。

○技術課長（横山雄一） それでは、柳泉園組合・東村山市加入協議会についての御質問にお答えいたします。燃やせるごみ以外の協議についてのお尋ねでございました。燃やせるごみ以外のごみにつきましては、今後、これから協議会及び幹事会で議論を進めていくこととなります。加入の時期につきましては、目標としては令和9年度を目標に、今、協議を進めている段階でございます。

○5番（保谷なおみ） そうしますと、行政報告資料の6ページに、「令和9年度から想定されている施設整備基本計画の検討へ、東村山市も参加していきたいとお話があり」とありまして、ここの文章の意味を聞いていたわけなのですけれども、そうしますと、令和9年度から想定されている施設整備基本計画の検討というのはいつ行うのかということで、今の御答弁ですと、令和9年度からこちらの組合に東村山市が入るとなると、その時点で関係市の1市として検討に加わりたいということで聞こえるのですが、この辺の意味合いがはっきりしていなかったもので、教えてください。

○技術課長（横山雄一） すみません、説明が不足していて申し訳ございませんでした。こちらの文章において、令和9年度から想定されている施設整備基本計画の検討へ参加したいということなので、こちらは、令和9年度から新たな施設の整備計画を立てる予定となっておりますので、そちらに参加したいと。新たな施設において燃やせるごみ以外をどうしていくか、協議会等でこれから協議していくことになるかと思います。その時点では燃やせるごみ以外の受入れ云々はまだ出てこない状況になります。

○5番（保谷なおみ） そうしますと、ここの新施設整備基本計画の検討というのは、あくまでも燃やせるごみのみの話で、燃やせるごみ以外についても当然施設整備基本計画の中にはあるかと思うのですけれども、それについて参加するかどうかは未定だということ

いいですね。

○技術課長（横山雄一） 新施設整備基本計画を立てるにあたりましては全ての施設を対象としております。そこに参加したいということで東村山市は申入れを行っている状況でございますので、それに参加させるかどうかは、今後、今設置している協議会、幹事会等で燃やせるごみ以外について協議をしていくことになります。結論が出た場合には、その計画に参加させて、一緒にやっていくことになるかと思えます。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（当麻一哉） 「日程第5、議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

本議案は、関係市の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、当組合においても同様の改正を行うため、条例の整備を要することから、令和7年9月25日に当該条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきます、改正条例を公布いたしました。したがいまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○技術課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、主な改正といたしましては、部分休業の柔軟化及び非常勤職員に対する対象年齢の引上げなどの改正を行うものでございます。

それでは、議案書より4枚ほどおめくりいただき、議案第20号資料「柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

新旧対照表の第14条では、「若しくは勤務日ごとの勤務時間」の文言を削除し、非常勤職員の部分休業の取得要件を勤務時間ではなく勤務日数で考慮することとしております。

次に、第15条ですが、見出しを「第1号部分休業の承認」に変更し、第1項から第3項について、「部分休業」を「第1号部分休業」としてしております。第1号部分休業とは、現行の1日につき2時間を超えない範囲内で育児時間を取ることでございます。また、第1項ですが、「の始め又は終わり」を削除し、第1号部分休業を勤務時間の途中でも取れることとしております。

次に、第15条の2から第15条の5までの条文を新設し、第2号部分休業として制度の拡充を図っております。

まず、第15条の2では第2号部分休業の承認について定めています。これは、第1号部分休業とは異なり、2時間以上の育児時間を取得できる制度です。具体的には、1時間単位で長時間の育児時間を取得することが可能であり、分単位を含めて1日の勤務時間全体を育児時間として取得することもできます。また、残り時間が1時間未満であっても取得可能としております。

次に、第15条の3では第2号部分休業の取得期間を定めており、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間としております。

次に、第15条の4では、第2号部分休業の取得できる育児時間の上限について規定しております。非常勤以外の職員は年間77時間30分まで、非常勤職員については1日の勤務時間に10を乗じた時間まで取得可能としております。

次に、第15条の5では、特別な事情がある場合に限り、職員の申出によって第1号部分休業から第2号部分休業へ変更できることを定めております。

次に、第16条、部分休業をする職員の給与の減額ですが、「部分休業」の文言を変更し、「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」とすることで、非常勤職員が養育する子の部分休業について、対象年齢が3歳未満から小学校就学の始期に達するまでに拡大されております。

次に、第17条、部分休業の承認の取消事由でございますが、育児休業法第19条第6項では、育児休業の承認を取り消すことができる場合として、第5条第2項の規定を準用しております。この第5条第2項では、職員が育児休業の対象となる子を養育しなくなった場合など、条例で定める一定の事由に該当すると認められるときに、任命権者が育児休業の承認を取り消すことができるとされております。新設した第15条の5に規定してお

ります第3項変更があった際に、育児休業の実態や職務復帰の見通しなどを改めて確認し、必要に応じて承認の取消しを検討することができることとしております。

次に、第18条、妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等ですが、第3項から第5項を追加し、第3項では、仕事と育児を両立させるための出生時両立支援制度等の請求について知らせるとともに、申出職員の意向を確認するための措置等を追加しております。

次に、同条第4項では、3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児を両立させるための育児期両立支援制度等の請求について知らせるとともに、請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置等を追加しております。

次に、同条第5項では、意向を確認した事項の取扱いについて配慮することを定めております。

続きまして、附則でございます。

第1項の施行期日は令和7年10月1日からとなります。附則第3項の規定については公布の日から施行するものでございます。

次に、経過措置として、第2項では、令和7年度について期間が既に半年経過しているため、第2号部分休業の取得上限を半年分としております。

第3項では、職員への支援を迅速にするため、3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を公布の日から講ずるものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第20号、柳泉園組合職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての討論を終結いたします。

これより議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第20号、柳泉園組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第6、議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、7号井戸ポンプ交換補修及び指定管理者の指定に伴う指定管理料について債務負担行為を設定するため御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○技術課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

今回の補正予算は、落雷に伴う7号井戸ポンプ等の交換補修、及び指定管理者の指定に伴い、指定管理料の債務負担行為をそれぞれ設定するものでございます。

それでは、補正予算書の2ページを御覧ください。7号井戸ポンプ等交換補修につきましては、期間は令和7年度から令和8年度までとなり、限度額は1,980万円となります。令和7年9月8日に発生した落雷によるもので、柳泉園組合内で利用している井戸については、厚生施設を除いて、5号及び7号井戸で運用しているところ、現在は5号井戸のみで運用しており、過度な負荷をかけていることから、井戸の目詰まりやポンプの早期の劣化等のおそれや、不測の事態が生じた際には、ごみの焼却や不燃物の処理及び万が一の際の消火活動もできなく、施設停止せざるを得ないことになるため、交換補修を実施するも

のでございます。被害状況及び故障個所の調査によりポンプの納期を確認したところ、正式受注より4か月程度要することから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、厚生施設指定管理料につきましては、期間は令和8年度から令和12年度までとなり、限度額は5年間総額の5億225万8,000円となります。

3ページには債務負担行為の調書を添付しておりますので、御参照ください。

議案第21号、補正予算の説明は以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の質疑を終結いたします。

これより議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の討論を終結いたします。

これより議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第21号、令和7年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第7、議案第22号、指定管理者の指定について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第22号、指定管理者の指定について、提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、厚生施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の

規定により、議会の議決を求めるため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、ただいま上程されました議案第22号、指定管理者の指定について、提案内容について説明申し上げます。

対象施設は柳泉園組合厚生施設（柳泉園グランドパーク）でございます。

指定管理者として指定したい団体は株式会社オーエンスでございます。

指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

それでは、議案の次のページになります。議案第22号資料を御覧ください。

この施設は、平成14年度に浴場及び歩行用プールを増設し、施設供用が開始され、現在に至っております。清瀬市、東久留米市、西東京市及び柳泉園組合周辺住民の健康の増進、レクリエーション等に寄与することを目的として、指定管理者による事業運営を実施しております。主な施設として、野球場、テニスコート、浴場施設、室内プール、トレーニング室などを備えております。

次に、指定管理者選定の経緯と結果について御説明いたします。

令和7年7月1日に募集要項を公開し、同年8月4日から8月8日までの期間で1団体の応募を受け付けました。選定については、柳泉園組合公の施設の指定管理者候補者選定委員会において厳正に行われました。

次に、審査結果についてです。第一次審査を令和7年8月26日に実施し、9名の委員による採点の結果、810点満点中533点を獲得し、評価基準を満たしていました。第二次審査は、令和7年10月2日にプレゼンテーション及び質疑応答により実施いたしました。その結果、1,350点満点中686点を獲得し、評価基準を満たしたため、株式会社オーエンスを指定管理者候補者として決定しました。選定委員会においては、施設の設置目的に沿った適切な管理運営能力、安定した経営基盤、住民サービスの向上に資する提案などが総合的に評価されております。同社は昭和34年6月に設立され、約3,300名の従業員を擁しております。つきましては、資料に記載のとおり、株式会社オーエンスを指定管理者とすることについて、地方自治法に基づき議会の御承認をいただきたいと存じますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第22号、指定管理者の指定についてに対する質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 2点ほど伺いたいと思います。

事業者による応募の状況に関してですが、今の御説明によると、1団体から応募があって、結果的にその団体が株式会社オーエンスで、それが選定されているということだと思うのですが、指定管理者制度の性質上、5年間という期間を設けて、その都度募集を行うということだと思うのですが、競争性を担保してより良いサービスを得る仕組みというざっくりとした理解をしております。特別な理由がない限り、選定にあたっては複数の事業者から応募していただいて、その上で選定をするということが必要かなと思います。前回の選定の際は柳泉園組合として初めての指定管理者の選定だったと思うのです。5年前ですね。この際は複数の事業者による応募をいただいたと記憶をしております。しかしながら、今回は1社だけの応募ということで、いわゆる複数応募となるような工夫や取組があったのか、あるいは、今回はこういう結果になっているわけですが、5年後の選定に向けてどういう工夫をしていくのか、そこを伺いたいと思います。

2点目は、この議案の審査に関わってということになるかと思うのですが、指定管理者の選定ということで、今、議案が諮られている状態なわけですが、現状で、株式会社オーエンスが向こう5年間、指定管理者としてどういう事業をされていくのかというところは、ホームページもざっくり見たのですが、現状で議員側から見られる情報というのは、議案としてある2枚の資料。今の御説明も、ほぼ議案としてお配りされている資料そのものの御説明だったと思うのです。そうしますと、もう少し指定管理者が選定の過程の中で事業計画書などを示されていると思うのですが、そういうものも、議案審査の段階でということも1つありますし、市民の方々、利用者の方々からしても、やはりそういうものを公表していくということが求められるのではないのかなと思います。率直に申し上げますと、御担当と、事業計画書など、全部はもちろん無理だとしても、一部分でも議会に御提供いただけないかなということでネゴシエーションをしたのですけれども、少し難しいということで、それはかなっていない現状でございます。代わりということではございませんが、先ほど、和室の利用率の改善とかについて指定管理者にお考えがあるような御答弁も少しありましたけれども、選定にあたって事業者から提出されている事業計画書のあらましというんですかね。かいつまんだ特徴、御記憶の範囲ではこういう目立つものがあったという形でも結構ですので、指定管理者が提案されている事業計画書の中身ですね。

幾らかでも、差し障りがあるところは、もちろんそれはそうだと思うのですけれども、可能な範囲で御説明いただければなということです。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、まず、2点の質問であったと思います。

1点目は、指定管理者指定における公募・周知方法についての努力をしてきたことがあるのかということと、1団体しかなかったというところでの今後の課題ということで捉えた質問だと思います。答弁させていただきます。まず、指定管理者の公募については、7月1日から柳泉園組合のホームページに募集要項などの必要情報を掲載し、周知を図ってきました。また、前回公募に参加された事業者の情報提供や、一般社団法人指定管理者協会にも周知をお願いし、当該協会の登録企業のうち、浴場や体育施設の管理実績がある事業者には個別には情報提供を行うなど、様々な方法で募集活動を実施してきました。このような周知を実施してきた中で、応募に必要な様式等を受け取りに来たのは3社あったのです。ただ、結果的には応募申込み時において2社は申込みをせずに、最終的には1社のみの応募となっております。応募申請をしなかった理由を聞いたのですけれども、仕様書の要件を満たす資格者の人員が不足していることや、提案書の作成に十分な時間を確保できなかったことが挙げられていました。こういったことも踏まえて、今後は、募集要項を開示する期間だとかも踏まえて、今回のような努力も踏まえて、引き続き、5年後の指定管理者の選定に向けてもいろいろ情報公開の努力はしてまいりたいと考えております。

次に、事業計画書の情報提供という話だったと思います。そちらにつきましては、議員のおっしゃる、事業概要だけでもまとめて議案資料として提出できないかという御提案についてなのですけれども、誠に恐縮なのですが、事務局で事業計画書の中から概要を独自に抜粋し、資料を作成して提出することは考えておりません。その理由としましては何かと申しますと、企業秘密、やはりノウハウでもあり、競争上の権利を損なう情報となるのかを第三者である指定管理者の意見を聞かずに行政側が判断することは極めて困難であるためです。仮に誤った判断で企業情報の一部を公開してしまえば、指定管理者の正当な利益を不当に侵害することにもなりかねません。情報公開条例は、例えば個人のプライバシーとか、企業の正当な利益を保護することを目的としております。企業上のノウハウや競争上の権利を保護するため、指定管理者との合意なく、行政側が勝手に情報を抜き出し、抜粋し、加工して提出することはできないことを御理解いただきたく存じます。つきましては、議会としての情報提供の御要望につきましては、既に議案資料として提供している指定管理者の選定理由や審査結果などから御理解を深めていただくようお願い申し上げます。

す。

○3番（村山順次郎） 前段のところは、引き続き御努力をお願いしたいと思います。同じ指定管理者が継続して選定されるということ自体をとがめる、悪く言うものではないと思っているのです。ただ、今後、次回、次々回と1社選定が続くことになると、ともすると、もしかしたらということですが、いわゆるマンネリ化というのですかね。そういうことも心配されますので、複数応募になるように、関係市もいろいろな形で指定管理者の募集ないしは選定をされていると思いますので、そこら辺の努力とも結んで、できることはしていただきたいなということが1点目に対する意見でございます。

2点目は、御答弁はどちらかという、資料として提供できないのかという質問に対する御答弁のように聞こえたのです。それは、やり取りを事前にしているので、それはもう分かっている、お聞きしたのは、御答弁という形で、先ほど和室についての御言及もあったので、幾らかでも事業計画書等の、今回の指定管理者の選定にあたって、何がしか御提案をいただいたのだと思うのです。こういう事業を展開していきたいと。その結果選ばれて、今、御提案いただいているわけですから、幾らかでも御担当からの御答弁という形で、その特徴ですね。あらましと呼べるものでもなくても結構なので、こういう目新しいものがあつたと、その範囲でも結構ですので、少し御紹介いただけないですかという質問でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 大変恐縮なのですけれども、先ほども申し上げましたが、やはり、答弁の中でも、企業上のノウハウとか、競争上の権利を保護するために、指定管理者との合意がなく行政側が勝手に情報を答弁の中でも話してしまうと、そこも、要は企業上の利益の保護をすることを損なうおそれがあるので、大変恐縮なのですが、我々としても、事業計画書の公開は、今、村山議員がおっしゃったように、事業の透明性向上や市民への説明責任を果たす観点から、必要であることも理解できます。今後、指定管理者募集にあたっては、指定管理者候補者の事業計画書を公開できるようにするにはどのようにして対応していくかも、他団体の状況を踏まえて検討していきたいと考えております。

○3番（村山順次郎） 最後で聞こうとしていたことは今、お答えいただいてしまった感じがしますので、次回の募集と次回の選定においてはその点ですね。もちろん、ノウハウ等、事業者側からしたら、選定されたとはいえ、公表したくない情報というものはもちろんあると思うのです。そこまで開示してほしいというわけではないです。例えば東久留米市も、先般指定管理者の選定の議案審査があつたのですけれども、東久留米市ではホーム

ページで事業計画書が公表されているのですが、中を見ていきますと、黒塗りになっているところも多々あるのです。ですから、前段の最初の方針みたいなものとか、そういうものについて障りがない部分については公表していただけるように。次回の選定の話です。ここのところは今、御答弁いただいたので、何とぞここはお願いをします。

もう1つは、これは御答弁いただきたいのですけれども、今回の選定、今議題になっているこの選定において、今後、時間をかけて、半年ぐらいかけていただいても結構なのですが、この5年間、選ばれた指定管理者はこういう考えに基づいてこの施設を運営しますよということを利用者、市民の皆さんに理解してもらおう意味でも、今、お手元には多分事業計画書みたいなものがあるのだと思うのですけれども、事業者の方に諮っていただいて、可能なところはホームページ等で公表していただける部分があれば公表していただくように御調整いただけないものかなと。その調整をしていただけるかどうかです。今回の選定、今回選ばれて御提案いただいている株式会社オーエンスの評価された選定結果、事業内容、ここのところで部分的にでも公表していただく、その交渉をしていただけないかどうか、伺います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 村山議員がおっしゃっていることなのですからけれども、何度も答弁させてもらっていますように、まず、第三者である指定管理者候補者において意見照会をしないことには、そこも判断できかねます。ですので、例えば、情報公開に即してやるのであれば、事業者の知的財産権や経営上のノウハウ、最大限配慮するため、募集要項においては、例えば今後、先ほども申しましたとおり、事業計画書の公開を前提にという考え方もあるかと思えます。また、今後のスパン的な時間もかかると思うのですけれども、事業計画の中でも、おっしゃるように、公開部分もありますでしょうし、非公開部分もあると考えます。明確に区分を新たに考えた上で意見照会をしながら判断している時間をいただければ、そういうことを前提に指定管理者と協議を進めていければと考えております。

○5番（保谷なおみ） 議案第22号資料の中の選定の概要と結果の、審査結果の表の中について質問をしたいと思えます。評価基準という欄があるのですけれども、各委員（9名）の採点が90点満点中45点以上で通過ということですから、これは、第1次審査ですと40.5点で通過をするという理解でいいのか。また、第2次審査では、9名で、75点以上で決定するということから、67.5点取れば、取った段階で基準に該当するとこの表を読んだのですけれども、まず、その認識でいいのかどうかをお聞きします。

○施設管理課長（濱田伸陽） そのとおりでございます。

○5番（保谷なおみ） そういたしますと、結果としまして、株式会社オーエンス、1社しか応募していない中での状況だったのかなということは十分理解しているのですが、結果としましては、第2次審査は675点に加えることの11点、たった11点しか取っていないわけですね、686点ということはね。ということは、申し訳ないですけども、私たち、市民に説明する側としましては、必ずしも十分な点数を取った団体が指定管理者として選ばれたという認識は取れないと私は思っております。とはいえ、1社しか応募していない状況ですので、先ほどから何度か繰り返し出ております、和室があまり利用されていないですとか、そういったことにおいて、ぜひ見える形で成果を上げていただきたいということを株式会社オーエンスにお伝えしていただきたいなと思うのですが、そういったことは不可能なのでしょうか。

○施設管理課長（濱田伸陽） この評価結果につきましては、少し細かい説明になりますけれども、1つ目は、事業計画書による施設の運営が、施設利用者または利用者の平等な施設を確保するものであること。2つ目は、当該指定管理候補者が事業計画書に沿った施設の管理を策定して行う能力を有するのか。3つ目は、事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであるのか。4つ目は、事業計画書の内容が施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであるのか。5つ目は、総合的な判断として、プレゼンテーション全体についての評価を行うといった厳格な審査基準を委員会の中でもんだ結果、提示している内容でございます。基本的にはこの基準に基づいて全委員が候補者を評価し、審査の結果提出された事業計画書は、評価基準に基づいて、全ての委員が基準点を満たすものと評価いたしました。この客観的な審査結果に基づいて、当該団体は指定管理者候補者として適格であると決定したところでございます。今、長々と話をさせていただきましたけれども、保谷議員がおっしゃる、基準点がぎりぎりのところでクリアされているということなのですが、そこはやはり課題もあると思います。そういったところでは、附帯的に事業者には話をしながら、今後のモニタリング等も踏まえて、我々が注視してモニタリングをしながら指導監督をしていきたいと考えております。

○6番（大林光昭） それでは、私からも何点か、今議論がありましたので、質問をさせていただきます。

まず、今回、応募団体が1団体ということでありまして、前回はどうかだったのかというお話もありましたが、前回の募集時に辞退をせずに応募してくれた団体というの

は何団体だったのかということをも確認させてください。

それから、まず、この募集をするにあたり、柳泉園組合としてはこの厚生施設をどのような施設にしてほしいという方針の下にこの募集を行ったのか、この施設のあるべき姿についての柳泉園組合としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、今、点数の話があって、半分以上の点数が取ればいいと、こういうことになっているわけですがけれども、その根拠をお聞かせいただきたいと思います。半分でよしとしている根拠です。

それから、今、幾つかの基準がしっかり評価にあるのだと。そうであれば、やはりその項目ごとの点数というものはお示しいただきたいなと思うのですが、それができるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、やはり私も保谷議員と全く同感で、点数としては決して高くないなと思います。これは点数をつける側の問題でありますから、この点数がこういう点数になった理由、どこが優れていたのか、どこに課題があると感じてこういう点数になるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。先ほど、課題があるという御答弁もありました。課題があるままでお認めくださいと言われても、そういうわけにはいきませんから、その点についても御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 前回の指定管理者候補者選定委員会における参加団体は3団体ありました。

続きまして、我々が指定管理者を指定するにあたっての目的なのですが、基本的には、住民サービスの向上というところがまずあると思います。利用促進、そういったことと、あとは、最小の費用で最大の効果を上げるというところで、一般的な話になりますが、そういったことで、まさに柳泉園組合厚生施設条例にも記載があります、関係市、または柳泉園組合周辺の住民の皆様のレクリエーション等に寄与した運営がなされているかというところで、しっかり目的を規定しながら募集に当たっております。

続きまして、項目ごとの評価の点数を出せないかという話でございますけれども、基本的には、選定委員会を終えて、これが決定なされれば、当然ホームページで公開する形になります。それとともに評価の結果についても御報告させていただくというところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、点数ごとにそれぞれ理由、課題があるのではないかとこのところでの御質問であったと思うのですが、基本的には評価がよいところも悪いところもあるのですが、

例えば評価が低いところに関しましては、やはり、会社全体のバックアップ体制というところの評価が低いところで皆さんの意見等がございました。また、利用促進策については、これで指定管理者となれば2期目になるのですけれども、利用促進策については現状維持という状況の中で、その辺も評価結果は低かったのかなというところでございます。

質問に対しての答弁は以上でございます。

失礼しました。50%の根拠を言いそびれました。基本的には評価が10から1まで10段階あるのです。そうすると、基本的に10から1までの半分が5なので、5が普通という判断の中で、4であればちょっとそこがというところで、普通を満たせば、経営基盤だとか、あるいは履行ができるという判断の中での標準的な真ん中の評価だというところで、我々はそういう基準のクリア点というところで決めました。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。

まず、柳泉園組合としての考え方のところについては、これはやはり、厚生施設をこういう施設にしていきたいということがまずあるべきなのだろうと思います。もちろんあるのでしようけれども。これについては、やはりそういうものがしっかりと募集に反映されないということになりますので、これはまた別の機会に議論をしていきたいと思えます。

点数についても、5が真ん中だから、普通だからということでもありますけれども、普通というよりも、やはり、よりよい施設を目指していただきたいのです。先ほどまさにおっしゃったように、関係市の市民の利便性の向上、厚生環境の向上ということを目指していただきたいわけにありますから、この点については、1団体しかないですから、なかなかの考え方としては難しいところがありますけれども、やはり、配点の在り方とか、そういったことについては、今後の選定の中ではぜひ検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それから、選定の点数、項目ごとというのは今後公表されるということでもありますけれども、今の御答弁をお聞きすると、利用促進については現状維持ということであったということだとすると、恐らく多目的室や和室については変わらないのではないかなと受け止めざるを得ないかなと思っています。先ほど、新たな取組もあるような御答弁でありましたけれども、それがいいのかどうかもよく分からない感じがあります。先ほど保谷議員からもありましたけれども、これはやはり課題だと思うのです。ここをどう改善していくかということは、今後の厚生施設の在り方、あるいは事業者の選定ということにおいては、

非常に大きな問題かなと私自身は受け止めております。5年間という長い期間でありますので、この点について点数が低かったということを前提として、今後の事業者との交渉にあたってどのようなことをお考えになるのかということだけお聞かせいただきたいと思っております。

○施設管理課長（濱田伸陽） 先ほどの、評価でどうしても低かった部分につきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げたとおり、附帯的なことを指定管理者に申し述べて、そこは努力していきましょうという話をさせていただきながら、我々も毎年、1年に1回モニタリングをやるのです。そこでP D C Aサイクルという形の中でフィードバックさせながら、ここが満たなかったものについては改善していこうよと指導、監督をしていながら、しっかりと我々柳泉園組合としては、住民の皆様によりよい利用がしやすいことを目指して、しっかりとモニタリングの中でも指導、監督をしていきたいと考えております。

○9番（松本潤） 簡潔に少しお伺いしたいのですけれども、「厚生施設指定管理者モニタリング 令和6年度事業 最終評価」というものを拝見しますと、その文を少し抜粋しますと、「利用者増加に伴う人員不足により事務作業の遅滞が見受けられるので、会社一体としての連携を高め、安全面にも考慮し従業員が働きやすい職場環境を整備することで、業務の効率化の向上を図っていくことに期待したい」という文があったのですが、これについて、指定管理者のプレゼンテーションの質疑応答の際に株式会社オーエンス側へ伺ったのか、また、改善点の提示などは株式会社オーエンス側からあったのか、お伺いしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） このモニタリングの結果は、私も資料を持ってまして、これが令和6年度の最終評価というところで、今おっしゃったように、「職員管理体制として各責任者及び各職員並びに業務に必要な資格者等を過不足なく配置できたか」というところで、評価がやはり低かったのです。それにおいては、指定管理者としては、毎年利用者が増加している。なので、今後説明されると思うのですけれども、令和6年度決算においては利益還元で、少し我々にも利益が戻ってきております。そういったことでは、やはり利用者が増加しているというところで、どうしても現場主導で指定管理者が動いてしまいます。そうなってくると、例えば事務手続だとか、例えば月1の報告書だとか、そういうものを上げるにおいては、やはり時間がかかってしまうのです。どうしても現場主導で住民サービスというところで、やはりサービス業の、サービス業と言ったらおかしいですけれども、サービスの観点から一生懸命そちらをやってしまうということで、例えばア

ンケート調査を毎年やっているのですが、お客様のニーズにおいては、満足度調査では100%に近いのです。そういったことでは、やはりお客様のことを真剣に考えてやっている事業者でもあるので、そこで、人員不足で、例えば事務手続がおろそかになっているケースがあって、そこを我々はしっかりやってくださいということを言っています。そういったことで、プレゼンテーションの中でも、後で質問事項の中でもそういったことを言いながら、解決策に向けて附帯的な話もさせていただきながらやっていっている状況でございます。

○9番（松本潤） 御説明ありがとうございました。先ほどの質疑の中では、評価が低い点として、会社のバックアップがあまりないみたいな話もあったので、その辺りなのかなと勝手に受け止めていたのですけれども、特に室内プールであったり、浴場であったり、利用が増えることはいいことだと思うのですが、その辺りが現場の方に影響があって、特に研修であったり、安全面であったり、その辺りに少し影響が出てしまうと問題かなと思いますので、そこら辺は連絡を密に取っていただければと思います。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第22号、指定管理者の指定についての質疑を結びたいします。

これより議案第22号、指定管理者の指定についてに対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第22号、指定管理者の指定についての討論を結びたいします。

これより議案第22号、指定管理者の指定についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第22号、指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

○議長（当麻一哉） 「日程第8、議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和7年10月21日から24日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小林監査委員により、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をいただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（当麻一哉） 補足説明を求めます。

○技術課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

令和6年度一般会計歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。まず、歳入歳出予算現額につきましては27億5,062万3,000円、歳入決算額28億3,809万62円、前年度に比べ3,009万9,544円、1.1%の増、歳出決算額23億5,874万3,482円、前年度に比べ6,748万6,436円、2.8%の減、歳入歳出差引残額については4億7,934万6,580円となり、同額が翌年度への繰越しとなります。また、繰越し内訳につきましては、繰越し明許費繰越額が115万5,000円、実質繰越額4億7,819万1,580円でございます。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。歳入についてでございます。主な歳入について御説明いたします。

まず、款1分担金及び負担金は収入済額12億9,200万2,000円で、前年度に比べ5,651万3,000円の増でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の45.5%を占める割合でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、収入済額5億8,829万5,955円で、前年度に比べ934万155円、1.6%の減でございます。

次に、款3国庫支出金の収入済額90万2,000円、こちらは廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている、焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。なお、令和7年度より測定が免除となりましたので、国庫支出金は本年度までとなります。

次に、款4財産収入、節1基金運用収入の収入済額98万8,112円、こちらは、各基

金の運用利率が当初予定より大幅に上がったことによるものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。款5繰入金、項1基金繰入金、目1清柳園解体事業基金繰入金の収入済額は4,177万7,609円で、清柳園焼却施設解体工事、監理業務及び地積更正登記委託に充当したものでございます。

目2職員退職給与基金繰入金の収入済額は552万6,140円で、こちらは、普通退職者の退職手当に充当したものでございます。

次に、款6繰越金の収入済額3億8,176万600円、こちらは令和5年度からの繰越金で、前年度に比べ5,882万3,423円、13.4%の減でございます。この繰越金には精算する私車処分費約2億1,560万円が含まれており、差引き1億6,610万円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入の収入済額は4億1,464万1,500円で、前年度に比べ849万9,084円、2.1%の増でございます。主な雑入の収入済額は、節1資源回収物売払は2億4,907万4,793円で、その内容については、備考欄に記載のとおり、アルミ缶、スチール缶及びペットボトルの売払で、前年度に比べ4,360万9,517円、21.2%の増でございます。

次に、節2回収鉄等売払の収入済額は4,963万1,131円で、その内容は、備考欄に記載のとおり、不燃・粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売払や施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売払、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売払で、前年度に比べ379万581円、8.3%の増でございます。

次に、節3電力売払の収入済額は8,182万8,537円で、柳泉園クリーンポートで発電した電力余剰分の売払で、前年度に比べ4,407万7,937円、35%の減でございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。節7その他雑入が2,746万434円で、前年度に比べ5万1,671円、0.2%の減となっております。

節8公有建物災害共済金539万2,135円は、説明欄記載の建物災害共済金で、令和5年2月24日に不燃・粗大ごみ処理施設集積場で発生した火災に伴う建物災害共済金でございます。

次に、目2弁償金、節1弁償金12万5,642円は、説明欄記載の清柳園地積更正登記委託の再確認に伴う弁償金でございます。こちらは、清柳園地積更正登記委託において、令和4年度に作成した測量報告書に誤りが確認され、再測量及び点検測量が必要となった

ことで、その増額分について、当時の請負会社から弁償金として実費分を受領したものでございます。

次に、項3 受託事業収入の収入済額は1億1,159万9,842円でございます。その内容は、節1 受託事業収入の備考欄に記載のとおり、令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物処理受託料、また、施設更新に伴う広域支援として、小平・村山・大和衛生組合可燃ごみ処理受託料及び多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく緊急事態として、ふじみ衛生組合可燃ごみ処理受託料でございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

まず、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 人件費の支出済額は1億2,269万7,879円で、前年度に比べ945万4,395円、8.3%の増で、主な理由は、給与改定及び退職手当による増となったことによるものでございます。

続きまして、14、15ページを御覧ください。目2 総務管理費の支出済額は1億7,007万2,610円で、前年度に比べ1億3,918万34円、45%の減で、主な理由でございますが、節24 積立金について、基金積立金が全体で1億4,700万円ほど減額となったことによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。目3 施設管理費の支出済額は1億2,325万7,250円で、前年度に比べ1,658万6,219円、15.5%の増で、主な理由は、節14 工事請負費の清柳園焼却施設解体工事によるものがございます。

また、節10 需用費の備考欄記載の倒木被害窓ガラスフェンス補修費115万5,000円は本年度執行できなかった事業で、繰越明許費として翌年度へ繰り越しているものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。目4 厚生施設管理費の支出済額は1億1,730万4,914円で、前年度に比べ5万2,538円の増となっているところでございます。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目1 人件費の支出済額は1億6,606万9,626円で、前年度に比べ560万4,467円、3.3%の減で、こちらは、会計年度任用職員及び再任用職員の減によることが主な理由でございます。

次に、目2 ごみ管理費の支出済額は12億6,575万341円で、前年度に比べ3,584万4,297円、2.9%の増で、主な理由は、節10 需用費、燃料費及び光熱水費が約1,

670万円、節13使用料及び賃借料のデータ管理システム及び料金徴収機更新借上料、クリーンポートITV設備更新借上料が合わせて約2,120万円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。目3不燃ごみ等管理費の支出済額は2億4,608万6,594円で、前年度に比べ63万457円、0.3%の増となっております。

続きまして、24、25ページを御覧ください。目4資源管理費の支出済額は1億676万4,620円で、前年度に比べ891万5,073円、9.1%の増で、主な理由につきましては、節12委託料で、備考欄記載のリサイクルセンター運転業務委託が増額となったことによるものでございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額は3,685万5,097円で、前年度に比べ577万2,301円、18.6%の増で、主な理由につきましては、節10需用費で、備考欄記載の修繕料（一般及び定期点検）が約620万円の増額となったことによるものでございます。

続きまして、26、27ページを御覧ください。款5予備費、こちらは予算現額2億8,075万8,000円で、同額が不用額となり、全額を令和7年度へ繰り越しております。

歳出関係は以上でございます。

次に、28ページを御覧ください。実質収支に関する調書で、内容は表に記載のとおりでございます。

次に、29ページからは財産に関する調書でございます。

30ページから33ページにかけて、公有財産の土地及び建物で、年度内の増減でございますが、中段辺りになります。清柳園の解体工事に伴い地積更正を行ったことから3.54平方メートル増加し、決算年度末現在高が3,774.42平方メートルとなり、また、職員控室の解体整備により33.06平方メートルの減となっております。合計といたしましては、土地が決算年度末現在高9万9,329.93平方メートル、延べ面積計が決算年度末現在高3万2,499.66平方メートルになっております。

続きまして、34ページから44ページにかけまして、公有財産の工作物で、年度内の増減につきましては、まず、35ページ、柳泉園クリーンポートの灰処理設備において、3、ボイラ下ダストコンベヤNo.2を3台、また、36ページ、12番のダストコンベヤNo.1A/Bを1台、長期包括運営管理事業の大規模補修によって更新したことで、合計4点の増、4点の減となっております。

次に、45ページ、こちらには、公有財産の1点30万円以上の物品で、年度内の増減

はございませんでした。

次に、46ページは基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりでございます。

次に、47ページ以降につきましては歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

また、決算審査意見書及び事務報告書を添付しておりますので、こちらも御参照いただければと思います。

続きまして、事務報告書の次の資料を御覧ください。議案第23号資料でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算について報告させていただきます。

まず、1の事業期間につきましては、平成29年7月1日から令和14年6月30日までの15年間でございます。

2、事業費等、(1)総事業費は136億7,254万7,000円、(2)令和6年度事業決算額は10億5,429万1,000円でございます。内訳につきましては①から④に記載のとおりでございます。

3の令和6年度事業内容及び事業費等でございます。項目ごとの事業内容、事業費、決算額を表にしたものでございます。詳細については参照いただければと思います。

続きまして、2ページには、令和6年度大規模補修について、対象機器及びその他補修箇所を記載しておりますので、御参照ください。

次に、3ページには、大規模補修予定表として、黒丸は実施済みの箇所、白丸及び二重白丸は今後実施予定箇所となります。なお、二重白丸については更新工事となっております。

次に、4ページは大規模補修箇所を図面上に記したものとなっておりますので、御参照いただければと思います。

続きまして、5ページ、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表でございます。こちらは、契約前に作成した資料を基に決算額を追記し、効果額を示した表となっております。

1の包括委託に該当する経費については、長期包括委託をしなかった場合の当組合積算額、2の包括委託経費(コンサルタント積算額)は、コンサルタントが積算した包括委託経費、3の柳泉園組合支払額は決算額、4の効果額については3と1を比較した効果額となっております。令和6年度は4億4,283万1,000円の効果額となっております、これま

でに合計で44億236万1,000円の効果額となっております。

6ページからは財政フレームとして、7ページには当初計画、8ページには令和6年度の決算額を反映したものを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

決算の補足説明については以上でございます。

○議長（当麻一哉） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本日は安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小林監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、帳簿とも、審査した限りにおいては完全に整備されており、令和6年度の決算は正確であることを証明いたします。

令和7年11月27日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小林たつやでございます。

なお、審査意見書につきましては既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（当麻一哉） 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

休憩時間となりましたが、議事の進行状況から、休憩を取らず議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） それでは、議事を続行いたします。

これより議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） できるだけ簡潔に、2点ほどお伺いしたいと思います。

柳泉園クリーンポートにおきましては発電を行っておりまして、今ほどの説明でも、売電ということで収入があるという御説明でございました。決算審査意見書も拝読させていただきまして、そこにも言及があるところなのですが、いわゆる外部からの電力購入を行わない月が昨年度、2024年度においては8か月あったということで、これを評価する御意見が審査意見書にございます。歳出削減の御努力の一環だと思っておりますが、具体的な実践されている御努力の中身ですね。どういう努力をすると8か月ということになるのかというところを少し御説明いただければと思います。

議案第23号資料の御説明もいただきました。拝見もいたしております。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業決算についてということで、1点だけ伺いたいと思います。柳泉園クリーンポートについては、安全・安心も同時に重要ですが、安定的に運転していくということも重要で、万が一にも処理が中断することがないように、必要な設備などの補修や更新、ここもあらかじめ手だてを打っていただくこと。同時に、相反するのですが、あまり予防保全を重視して過剰な補修、更新をしてしまいますと、これはコストの増大を招く結果になりますから、ここのバランス、さじ加減が非常に難しいということをこの間述べてきております。結果として、2024年度においては焼却処理が中断するような事態、事故等はなかったと認識をしております。具体的にお聞きしたいのですが、大規模補修予定表において、今年度に更新が予定されている箇所が3か所ある。二重丸で表記されているところですが、ガス再加熱器脱硝触媒とダストコンベヤNo.1A・Bということで、ここを見ますと、昨年度は補修を行っている黒丸があって、いずれも資料上は、昨年度はすごく久しぶりに補修をして、その上で更新をすると見えるのですが、どのような経過によるものか。1か所に見えるけれども、複数に分かれていて、2か年にわたって更新するという意味なのかなという想像を今、しているのですが、あるいは、昨年度に補修した結果、今年度は更新するという判断になったのか、そここのところの御説明をいただきたいと思っております。

もう1点用意していたのですが、2点だけにします。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず、発電についての御質問にお答えいたします。購入ゼロ、それに向けての努力方法についてというお尋ねでございました。電力購入ゼロにつきましては、大規模補修により大きな故障等もなく安定稼働ができていたこと、それに加えまして、柳泉園クリーンポート運転員、また、整備担当職員の知識や経験に基づき、運転方法の工夫により達成できているところがございます。大きな全炉停止をするときに

はもちろん買うことはございますが、それ以外は極力買わない努力をしているところでございます。8か月を達成しているところでございますので、今後においても、経費節減のため、できる限り電力購入ゼロの月を増やせるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についての御質問にお答えいたします。資料の3ページの大規模補修予定表の、ダストコンベヤNo.1A・Bの黒丸と二重白丸の意味についてのお尋ねでございました。こちらについては、黒丸については、当初は二重丸で、更新の予定のものでございました。それを実施した関係で黒丸にしております。基本的には同じダストコンベヤになります。当組合には3炉焼却炉がございまして、それぞれ複数台ございまして、その補修を2年間に分けて行ったものでございます。

○3番（村山順次郎） もう終わりますけれども、御説明ありがとうございました。運転の工夫、努力をされて、できるだけ外部から電力を買わないようにされているということで、このところは、ひいては負担金にも係ってくるのかと思いますので、もう既にされていると思いますが、引き続きの御努力をお願いしたいと思います。

大規模補修予定表についても、読み方はよく分かりました。すみません。久しぶりの決算審査なものですから、分かりました。1点だけ意見を述べて終わりたいのですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る経費比較表というものを拝見しております。2017年、2016年にかけて、2016年などに、長期包括委託をするかどうかということで議論をさせていただきました。当時は、長期包括委託にすると大きな財政的なメリットがあると。一定の試算ということではありますけれども、5年間で43億円余りのメリットがあるのだという御説明を受けて、それだけではないですが、それも大きな1つの理由として、長期包括委託についてはやるべしと賛成をさせていただいた経過があります。積算していただきますと、ある程度の仮定の条件の下ではあったとしても、もう既に令和6年度が終わった段階で、決算が出た段階で、その効果額が44億円余りということで、その当時の効果額をこの時点で上回っていると。効果額はだんだん今後は減っていくのかなという見込みは持ちますけれども、長期包括運営管理事業が一定安定的で、安全な運転に寄与し、かつ財政的な効果も上げているということが、お示しいただいた資料で分かるかなと。質問には時間的になりませんでしたけれども、頂いた資料をよく読ませていただきましたので、資料の御調製に御礼を申し上げたいと思います。ありが

とうございます。

○6番（大林光昭） それでは、私からも2点ほどお聞かせいただきたいと思います。

12ページ、総務費から1点確認をさせてください。今というか、昨今、全国的に、車のナビゲーションに付帯をしてついているテレビの受信料について様々な議論があるわけでありまして、柳泉園組合においてはテレビを搭載した車というのはないという理解でよろしいかどうか、あるのかどうか、その点についてまず確認をさせていただきたいと思います。

それから、もう1点でありますけれども、今ありました柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、非常に分かりやすい資料を出していただいて、これは感謝を申し上げたいと思います。これを見ると財政効果の部分について分かるわけでありまして、まず、見方を確認させていただきたい。1番の包括委託に該当する経費というのはどういう経費だと見ればよいのか、まず、この点を確認させてください。それから、2番目の包括委託経費（コンサルタント積算額）、これはどういう数字なのかということもまず確認させていただきたいと思います。それから、財政効果はこれを見れば分かりませんが、それ以外にどのような効果があるのか、ないのかということについて、例えば、運営上こういって効果が出ているとか、あるいは、契約事務手続上こういって効果が出ているとか、そういったものがあればお聞かせいただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 庁用車にカーナビゲーションが設置されているかという質問にお答えします。庁用車につきましては3台ございます。そして、あと、業務用の車両として、トラックなどの車両が5台ございます。これらには、2台の庁用車にカーナビゲーションがありまして、テレビ機能も2台についている状況でございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関する御質問にお答えいたします。まず、表の見方ということで、5ページの表でございますが、まず、1の包括委託に該当する経費、こちらにつきましては、長期包括委託をしなかった場合、当組合が自前でやった場合にかかる経費を積算したものでございます。2の包括委託経費（コンサルタント積算額）につきましては、長期包括委託をするにあたって、コンサルタントに積算をしてもらった金額となっているところでございます。続きまして、メリット、効果でございますが、まず、長期包括運営管理事業の導入につきましては、物品等の一括購入による調達費用の縮減、保守点検等々の一体的な実施による維持管理コストの縮減、また、直営職員の人件費削減などのメリットがあることから導入を始めたところ

ろでございます。それらは現時点でも達成されているメリットでございます。また、現在においては、大規模補修等により設備の故障等が減少し、効率的・安定的な稼動及び発電等が維持できている。また、費用面については、先ほど議員がおっしゃったとおり、現時点までに44億円ほどの効果が出ている状況でございます。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。

まず、カーナビゲーションのテレビ機能については2台に搭載されているということがあります。確認をしたいのは、受信料というのは現状、払っているのかどうか、これについて確認をさせてください。

それから、長期包括契約についてです。今、御答弁をいただいて、財政的なもの以外にも効果が出ているということは確認をさせていただきました。それで、この表の見方がありますけれども、1番は、もし直営でやっていたとしたらこういう金額になりますよという金額だと。2番目は、コンサルタント、いわゆる外部の専門家に委託をして積算をした額だということだと思います。そうすると、確認をしたいのは、これは、令和6年度までは実績値というものがあると思うのですけれども、実績値というのはまた別の数字としてあるということによいのかどうか、それを確認させてください。

○施設管理課長（濱田伸陽） カーナビゲーションにはテレビ2台が附属されているのです。実際は、すみません、業務で基本的に視聴することがまずありません。今後においても予定はないです。ただ、今の受信料の話になってしまいますよね。我々は、今御指摘いただいたと思うのですけれども、基本的に、テレビアンテナを物理的に取り外すことによって視聴できない措置を講じさせていただければと思っています。そうすることによって受信契約の必要性を回避できると考えております。

○技術課長（横山雄一） それでは、2点目の、5ページの表に関連して、実績額はというお尋ねでございました。実績につきましては、5ページの表の3、柳泉園組合支払額が決算額となりまして、実績値となっているところでございます。

○6番（大林光昭） まず、カーナビゲーションについてであります。これ以上はやりませんが、柳泉園組合としてはそう考えるのだと、そういう御答弁でありました。しかし、これはやはり法令上の問題があると思いますので、法令をしっかりと遵守してやっていただきたいということだけは申し上げておきたいと思います。

それから、長期包括契約については分かりました。そういった数字があるのだということですので、実績値と見合いをさせていただきながら、また今後の議論をさせてい

ただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○助役（西村幸高） 受信料の関係でございますが、私どもの2台にアンテナというんですか。もちろん、見られる状況があるということは、当然支払いの責任があるわけでございますので、今後、当然、これまでは請求等の部分というのはなかったものですので、この問題は、私自身も最近、様々な状況の中で知り得たところでございますので、今後の対応については十分、柳泉園組合の中で慎重に検討して、対応はきちんと法令遵守に基づいてさせていただきたいと思っております。

○2番（関根光浩） では、1点だけ質問させていただきます。決算書の9ページ、歳入の部分なのですが、先ほど村山議員からも発電のことに關しての質疑がありましたが、電力の売払について、前年度比で35%の減であったということなのですが、かなり大きな割合かなと思っておりますが、その要因についてお伺いできればと思います。

○技術課長（横山雄一） 電力の売払についての御質問にお答えいたします。減になった理由についてのお尋ねでございました。こちらに關しましては、令和6年度においてタービン発電機の法定検査があったことから、補修のためにタービンを約26日間停止した関係がございまして、その辺でかなり減額したところでございます。

○2番（関根光浩） 分かりました。タービン発電機の法定点検ということで、停止期間があったということになります。

余剰電力の活用に関しましては、大変に地産地消ということでは素晴らしいと思っておりますけれども、余剰電力の活用については、現状はどのような利活用をされているのか、お伺いいたします。

○技術課長（横山雄一） それでは、余剰電力の活用についての御質問にお答えいたします。現在、余剰電力につきましては、まず、発電した電力につきましては、当組合の施設内で使用いたしまして、余った電気を民間事業者に売り渡しています。それを、現在では地産地消事業といたしまして、東久留米市内の公共施設で活用している状況がございまして、そのほかに、当組合に設置している厚生施設の中でも当組合の電力を利用している状況でございます。

○2番（関根光浩） 分かりました。

関係市としては東久留米市での利活用ということをしていただいているということなのですが、今後の考え方です。例えば西東京市、あと、清瀬市での利活用ということについてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○技術課長（横山雄一） 電力地産地消事業に関する今後の予定といたしますか、動向についてでございますが、来年度末で試行的な協定の終了になりますので、それに向けて関係市及び当組合で、現在、検討を行っているところでございますので、今後については、今、協議中でございます。

○議長（当麻一哉） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 以上をもって議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。

討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（当麻一哉） 討論省略と認めます。以上をもって議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の討論を終結いたします。

これより議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（当麻一哉） 挙手全員であります。よって、議案第23号、令和6年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 0時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 当 麻 一 哉

議 員 村 山 順次郎

議 員 小 林 たつや